

足立区区民農園利用要領

(目的)

第1条 この要領は、足立区区民農園設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、区民農園（以下「農園」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 要綱第3条で定める団体は、足立区区民農園募集要領第4条に定める団体とする。

2 要綱第5条の同居は、税法上、住民票上又は建物の構造上の分離にかかわらず、同一の住所に居住することとし、同一敷地内であって住居が異なる場合も同居とみなす。

(運営費の返還)

第3条 要綱第7条ただし書きに基づく運営費の返還額は、別表1に定めるとおりとする。なお、利用者への利用中止の周知期間は原則として2ヵ月以上とし、利用中止の通知日が利用中止日から2ヵ月未満であった場合は、運営費の全額を返還する。

(運営費負担の特例)

第4条 要綱第16条の補欠者が利用する場合の運営費の負担は、別表2に定めるとおりとする。

(利用時間及び騒音の禁止)

第5条 農園を利用できる時間は、日の出から日没までとする。

2 利用者は、農園を利用するにあたり、農園の近隣住民の迷惑となる騒音を発生させてはならない。

3 区長は、利用者による騒音（騒音となる会話を含む）による近隣住民から苦情があったときは、当該農園の利用時間を制限することができる。

(栽培作物及び工作物等)

第6条 農園で栽培できるものは、野菜・草花類とする。ただし、別表3に禁止作物として掲げられた作物にあっては、その栽培を禁止し、制限作物として掲げられた作物にあっては、同表に定めた条件を満たすものでなければ栽培できないものとする。

2 別表3で定める支柱、ビニール被覆、区画柵等の工作物は、農園での利用を制限する。

3 区長は、前2項に違反する作物、工作物等を撤去することができ、その補償義務を負わず、撤去に要する経費を利用者や持込んだ者に負担させることができる。

(自主利用・管理の原則)

第7条 区画、通路、空地等の敷地（以下「共用部分」という。）、倉庫、水道、便所等の施設（以下「共用施設」という。）、農園に備え付けられた用具等の物品の日常管理は、利用者による自主的な管理運営を原則とする。

2 農園を利用するために必要な用具、種苗、肥料等は、利用者の負担とする。

(区画外利用の禁止と共用施設の共同管理等)

第8条 利用者は、共用部分で作物の栽培をしてはならない。

2 利用者は、相互に協力し合い、利用区画や共用部分について除草等を励行し、農園内の環境保全に努めなければならない。

3 利用者は、共用施設を丁寧に使用し、その整理保全に努めなければならない。

4 利用者は、共用部分に栽培用品を留置し、及び工作物を設置してはならない。

5 利用者は、共用施設を加工し、改造し、及び共用部分又は共用施設を目的外に使用してはならない。

(持込みの禁止)

第9条 利用者は、次に掲げるものを農園内に持込んではならない。

- (1) 畳類
- (2) 使用量を著しく超過する量の農薬・肥料等
- (3) 椅子・テーブル類
- (4) 火気類・危険物
- (5) その他農作物栽培に必要でないもの

(農薬及び肥料の取扱い)

第10条 利用者は、農薬、肥料等を使用するときは、定められた使用基準・方法を守らなければならない。利用区画外に散布し、及び農園内に残置してはならない。

2 利用者は、農園内及び周囲で堆肥を作ってはならない。ただし、残菜を利用区画内の土中に埋めて堆肥化するときはこの限りでない。この場合において、利用者は、悪臭や散乱等を防止し、周囲に迷惑がかからないような措置をとらなければならない。

3 利用者は、農薬及び肥料等で、刺激臭等、臭いの強いもの並びに除草剤を使用してはならない。

(ゴミの持帰り義務)

第11条 利用者は、ゴミを必ず自宅に持帰らなければならない。ただし、前条第2項により残菜を利用区画内の土中に埋めて堆肥化するときはこの限りでない。

(火気使用の禁止)

第12条 何人も農園内で火気を使用してはならない。

(飲酒の禁止)

第13条 何人も農園内で飲酒してはならない。

(指示事項等の遵守)

第14条 利用者は、農園の利用に関する区長の指示に従わなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、農園の運営について必要な事項は区長が別に定める。

付 則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (19足産産発第828号 平成19年10月1日 産業経済部長決定)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

付 則 (23足産産発第1733号 平成24年1月18日 産業経済部長決定)

この要領は平成24年3月1日から施行する。

付 則 (5足産産発第2754号 令和6年1月17日 区長決定)

この要領は、決定の日から施行する。

付 則 (7足産産発第1987号 令和7年10月20日 区長決定)

この要領は、決定の日から施行する。

別表1（第3条関係）

利用終了月	3～8月	9～翌2月
返還額	15 m ² 6,000 円	15 m ² 3,000 円
	100 m ² 40,000 円	100 m ² 20,000 円

別表2（第4条関係）

利用開始月	3～4月	5～6月	7～9月	10～翌2月
運営費	15 m ² 6,000 円	15 m ² 5,000 円	15 m ² 3,000 円	15 m ² 1,000 円
	100 m ² 40,000 円	100 m ² 33,000 円	100 m ² 20,000 円	100 m ² 6,600 円

別表3（第6条関係）

区 分	作物・工作物の種類	理 由 ・ 条 件 等
禁 止 作 物	カボチャ、トウガン	15 m ² の区画では栽培しきれない。
	フキ、ミョウガ、ナガイモ、ヤマトイモ等	多年性作物で根が増えていくもの、実が落ちて繁殖していくもの等で、次の使用時に影響がでる。
	へちま、ヒョウタン等	農園利用上の通常考えられる以上の支柱・棚類が必要と考えられ、15 m ² の区画で、かつ多くの区画が密接している区民農園では周辺利用者に与える影響が大きい。
	果樹類、花木類、植木類	
制 限 作 物	ニガウリ、マクワウリ、スイカ等のウリ類	農園利用上の通常考えられる以上の支柱・棚類が必要と考えられ、15 m ² の区画で、かつ多くの区画が密接している区民農園では周辺利用者に与える影響が大きい。 地での栽培、またはキュウリの支柱程度での栽培で、周辺への影響が少ないものに限る。
	サツマイモ等	ツルなどが、通路や隣接区画に入らず、周囲への影響が少ないものに限る。
制 限 工 作 物	ハウス、囲い、棚、支柱等	専門的なハウス施設、鉄パイプ組みの囲いや棚、区画全体の高さの高い板囲い、鉄材支柱など、区民農園を利用するうえで、通常考えられる以上の堅牢な施設、材料、材質等の使用は、管理上、その使用を制限する。